平成２５年（フ）第１２４４号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番７―203号
債務者　福島　健一
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７号
大阪府松原市東新町１丁目95番地の５―103号
債務者　松本　達也
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６号
鹿児島県霧島市隼人町内458番地　レジデンス中尾Ｂ205
債務者　藏前　靖博
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
北海道岩見沢市美園６条７丁目５番３号　中村荘ロ号室
債務者　福地　美香（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２２号
岩手県滝沢市鵜飼洞畑20番地２　ヴィラアキタ203号
債務者　山本三智男
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５９号
山形県鶴岡市菅野代丙42番地
債務者　本間　紀夫
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第６号
群馬県太田市藪塚町27番地３　ボンヴィラージュやぶ塚Ｅ―201号、前住所群馬県太田市大原町86番地75
債務者　新井　一好
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目11番15号、前住所栃木県佐野市伊勢山町1844番地　熊倉１
債務者　金岡シゲオこと　ＫＡＮＡＯＫＡ　ＬＵＩＺ　ＳＨＩＧＵＥＵ　ＶＩＴＯＲＩＯ
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１２号
新潟県上越市中央５丁目17―30、住民票上の住所長野県佐久市瀬戸1589番地３
債務者　柳澤はな江（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２５７号
長崎県長崎市本河内３丁目６番21―401号、旧住所長崎県長崎市上戸町１丁目５番39号南望ハイツ201号
債務者　山口まゆみ
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
長崎県諫早市小川町165番地２
債務者　松本　恭子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
秋田市手形字蛇野187番地　コーポ若葉１Ｆ２号
債務者　外山　敬一
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９号
群馬県桐生市菱町５丁目483番地の２
債務者　小島　博明
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４５８号
石川県野々市市太平寺３丁目30番地１、従前の住所埼玉県川口市青木４丁目24番26号
債務者　齋藤　和行
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
山梨県笛吹市八代町竹居299番地
債務者　土屋　幸二
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
山梨県笛吹市八代町竹居299番地
債務者　土屋　優子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
岐阜県各務原市緑苑北２丁目62番地
債務者　髙橋　裕人
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　岐阜地方裁判所